

一般社団法人日本朝礼協会会員規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本協会は、一般社団法人日本朝礼協会と称する。

(目的)

第2条 本協会は、一般社団法人日本朝礼協会の進歩普及活動で、朝礼という優れた文化・精神・方法を「すごい朝礼」として普及させ、広く団体への利用促進を図り、もって活性化させた社会の実現に寄与することを目的とする。

第2章 事業

(事業)

第3条 本協会は第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 「すごい朝礼」に関する調査、研究、開発
2. 「すごい朝礼」の普及と発展に寄与する事業
3. 「すごい朝礼」に関する評価テスト・プログラム等の実施、開発
4. 「すごい朝礼」に関する評価テスト・プログラム等に対応する教育、指導
5. 「すごい朝礼」に関する指導者の育成
6. その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の種別)

第4条 協会の会員の種別は、正会員・プレミアム会員とする。

目的に賛同し、協会活動を支援し、協会が認めたものを会員とする。

但し、両会員は協会規定の会費を納入する。

(会費)

第5条 会員になろうとするものは、次に定める手続きをとるものとする。

正会員は、所定の入会申込書を提出し、年会費 10,000 円（税別）を納入して会員となる。

プレミアム会員は、所定の入会申込書を提出し、年会費 30,000 円（税別）を納入して会員となる。

第6条 納入された入会金・年会費は理由の如何に関わらず返還しないものとする。

(特典)

第7条 各種会員は以下の特典を有する。

◇正会員

- ・オリジナル会員証の発行
- ・協会主催セミナーが会員価格で受講できます。
- ・協会主催セミナーの再受講費が無料です。
- ・会員限定のイベントに参加できます。
- ・各種セミナー企画にサポートメンバーとして参加ができます。

◇プレミアム会員

- ・通常会員のすべての特典を一口につき4名様まで利用できます。
- ※同企業、同団体への所蔵を原則とします。
- ・各種セミナーの主催をすることができます。

(退会)

第8条 各種会員が退会しようとする時は、退会届に会員証を添付の上、

本協会宛に郵送にて提出し、退会手続きを行うものとする。

第9条 各種会員は次の各号の一つ以上に該当するときは、その資格を失うものとする。この時、本協会に年度を越えた年会費等その他の未納金がある場合は、これを直ちに完納するものとする。

(1) 退会があったとき

(2) 年会費の未納が支払い期日から3ヶ月を越えたとき

(3) 除名があったとき

第10条 各種会員が協会の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をした時は、協会の決議によりこれを除名することができる。

第4章 役員

(役員の種別および定数)

第11条 協会に次の役員を置く。

- (1) 代表理事
- (2) 理事（代表理事を含む）若干名

第12条 代表理事が指示し、理事会の承認を得る。

(役員の仕事)

第13条 代表理事は協会を代表し、会務を総括する。

第14条 役員の任期は2ヶ年とし、再任を妨げない。

第5章 会議

(会議の種類)

第15条 協会の会議は、理事会とする。

(理事会)

第16条 理事会は、理事をもって構成する。

第17条 理事会は、代表理事がこれを召集し、議長を務める。

第18条 理事会は、次の事項を審議、議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4) その他重要事項

第19条 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

第6章 会計

(会計)

第20条 協会の経費は次の収入によって支出する。

- (1) 会員の会費
- (2) 事業費
- (3) 他からの助成金及び寄付金

第21条 協会の会計年度は毎年11月1日より翌年10月末とする。

第22条 協会の総括事務担当は、事務局とする。

第7章 事務局

(事務局)

第23条 協会の事務を処理するために、事務局を設け、必要な職員を置くことができる。

事務局の職員（理事を含む）は、代表理事が任命する。

(事務局所在地)

第24条 事務局を東京都渋谷区富ヶ谷に置く。

第8章 付則

第25条 この会則は、平成28年4月1日から施行する。

以上

平成28年4月1日施行